

(左から) 小柳恭平さん(MF) 木戸孝明さん(DF) 佐藤 吏さん(DF) 田中淑皓さん(MF) 巒田 亮さん(MF)

## 目指せ全国制覇!!

今月の表紙は、サッカーチーム「パローレ京ヶ瀬」に所属している西中3年生の5人です。パローレ京ヶ瀬は、先日行われた日本クラブユースサッカー選手権(U-15)北信越大会で見事準優勝に輝き、全国大会への出場権を獲得しました。

「いつもサッカーのことを考えている。」「サッカーをしている時が一番楽しい。」という5人。もちろん目標は全国制覇です。「いつもの試合は緊張しないけど、全国大会は緊張するかも。」という言葉から、全国大会に対する意識の高さが伺えました。

全国大会は8月10日(土)から福島県双葉郡Jヴィレッジで行われます。「将来はプロのサッカー選手になる!」と力強く語ってくれたこの5人のファンの皆さん(ちなみに私もファンの一人です)、パローレ京ヶ瀬を応援しましょう。

### ◆おもな内容◆

かめだ祭り	2
児童扶養手当と特別児童扶養手当	4
平成14年度介護保険料について	8
国民健康保険税が決定しました	12
シリーズ市町村合併	14
「町長へのたより」受け付けています	16
110番情報	18
レンズでキャッチ	20
随想	22
文芸	23
広域情報	25
生涯学習だより	28
8月の保健・衛生行事	30
住民の動き	32

~がめだの熱い夏がやってくる~

# かめだ祭り

# かめだ祭り



**日時** 亀田甚句流し 8月25日(日)午後7時30分~  
大岩万燈押し合い 8月26日(月)午後7時~

**亀田木遣り音頭**  
(一部抜粋)  
エーヤランエー  
お諏訪様だよ  
ヤーレエー  
ヤートコセ  
ヨイヤラナー  
お諏訪様に  
お神燈つけば  
蒲原平野の  
一番星よ  
ヨーイトコナー  
ソーランヤエエノ  
アリアリヤガドッコイ  
ヨーイトコ  
ヨーイトコナー



**亀田甚句歌詞**  
(一部抜粋)  
越後亀田の  
稲葉の山で  
あやめ咲くとは  
(イエヨーエ)  
しほらしや  
チヨヤサー  
  
私しや亀田の  
機織り娘  
糸が切れても  
(イエヨーエ)  
私しや切れぬ  
チヨヤサー

大岩万燈の若衆として、元気な若者を募集しています。もちろん、女性も大歓迎です。  
希望される方は、8月20日(火)までに、左記へご連絡ください。  
▽かめだ祭り実行委員会事務局 (亀田商工会議所)  
☎382-5111

**今年の大岩万燈は「浦島太郎物語」**  
**浦島太郎vs之姫**  
三百年余の歴史を誇る「大岩万燈押し合い」が今年も本町で繰り広げられます。  
若衆たちの躍動する姿を、押し合いの迫力を体験してみませんか？  
・大岩万燈押し合い ①亀田プラザ前 ②阿部カメラ店前 ③新栄信用組合上町支店前の3カ所で押し合います。  
・力餅配布 (阿部カメラ店前)  
・亀田少年野球クラブ等による岩御興、中岩万燈も出場します。



**今年も8月25日と26日**  
平成7年から「亀田甚句流し」と「大岩万燈押し合い」が二夜連続で行われていた「かめだ祭り」。今年も8月25日・26日(日)に、本町通りを会場に開催されます。  
かめだ祭り実行委員会では、観客の皆さんからも楽しんでいただけるよう、さまざまなイベントを企画し、お待ちしております。  
夏の夜のひとときを、思い切り楽しんでみませんか。  
**甚句流し参加団体**  
**グループを募集**  
かめだ祭り実行委員会では、「亀田甚句流し」に参加する団体を募集しています。  
仮装での参加も大歓迎です。仮装賞(協賛会長賞、実行委員長賞)もあります。  
参加を希望される団体・グループは、8月12日(月)までに、左記へご連絡ください。  
▽かめだ祭り実行委員会(役場農政商工課)  
☎381-2111 内線280  
▽亀田商工会議所  
☎382-5111

**本町通り「通行止め」のお知らせ**  
8月26日(大岩万燈押し合い) 午後6時~10時  
8月25日(亀田甚句流し) 午後6時~10時  
「かめだ祭り」の開催される8月25日・26日は、2日間とも車両規制が設けられます。25日・26日の両日も午後6時~10時の間、いずれも本町通り(ゆきよし踏線橋交差点~三ツ又交差点)は車両通行止めになります。



# 児童扶養手当と特別児童扶養手当

児童扶養手当と特別児童扶養手当をこ存じですか。児童手当とは異なり、母子家庭の児童、障害をもつ児童の養育者に対して、児童の健全な成長を願い経済的援助を行うのが、児童扶養手当および特別児童扶養手当の制度です。

## 児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（または、20歳未満でおおむね中度以上の障害がある児童）に対し、心身の健全な成長、福祉の増進を図ることを目的として、児童を育てている母、または母に代わって児童を育てている方に支給されます。

また、父が重度の障害者である場合も支給されます。



- 母または養育者が養育している児童が次の要件に該当する場合に、手当が支給されます。
- ① 父母が離婚した児童
  - ② 父が死亡した児童（遺族基礎年金を受給できない場合）
  - ③ 父が重度の障害者である児童（障害基礎年金の加算の対象にならない場合）
  - ④ 父の生死が明らかでない児童
  - ⑤ 父から1年以上遺棄（おきざりに）されている児童
  - ⑥ 父が法令等により1年以上拘禁（刑務所等に入所）されている児童
  - ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童（父の認知を受けていない場合）
  - ⑧ 棄児などで出生の事情が明らかでない児童

## 支給要件

## 特別児童扶養手当とは

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体または精神に重度障害または中度障害がある児童を家庭で育てている父母、あるいは父母に代わってその児童を育てている方に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

## 支給要件

- 次の要件に該当する重度または中度の障害をもつ児童を育てている父母、あるいは父母に代わってその児童を育てている方に、手当が支給されます。
- ① 目や耳、体の不自由な児童
  - ② 日常生活を制限される程度の病気のある児童
  - ③ 知的障害および情緒障害のある児童



## 申請に必要なもの

- ◎特別児童扶養手当認定請求書
- ◎医師の診断書（所定のもの・一部省略可）
- ◎口座振替申込書
- ◎戸籍謄本
- ◎住民票謄本
- ◎印鑑

その年の1月1日に亀田町に住所がなかった場合は、前住所地の所得証明書

◎印のものは役場福祉健康課窓口にて用意してあります。

所得による手当の支給制限			
扶養親族等の数	本人	配偶者・扶養義務者	
0人	4,596,000円	6,287,000円	
1人	4,976,000円	6,536,000円	
2人	5,356,000円	6,749,000円	
3人	5,736,000円	6,962,000円	
4人	6,116,000円	7,175,000円	
5人	6,496,000円	7,388,000円	

支給額(月額)			
区分	児童1人	児童2人	児童3人
1級	51,550円	103,100円	154,650円
2級	34,330円	68,660円	102,990円

## 申請に必要なもの

- ◎児童扶養手当認定請求書
- ◎口座振替申込書
- ◎戸籍謄本
- ◎住民票謄本
- ◎年金手帳
- ◎印鑑

その年の1月1日に亀田町に住所がなかった場合は、前住所地の所得証明書

◎印のものは役場福祉健康課窓口にて用意してあります。

所得による手当の支給制限 (8月以降)			
扶養親族等の数	本人		配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,090,000円	3,820,000円	4,260,000円

支給額(月額) (8月以降)			
区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	42,370円	47,370円	50,370円
一部支給	42,360円~10,000円	47,360円~10,000円	50,360円~10,000円

(注) 全部支給額は、以下児童1人増すごとに、3,000円が加算されます。一部支給額は、全部支給額を基にし所得額に応じて算出され、10円刻み。

## 児童扶養手当の所得制限等が8月から改正されました

どうして改正されるの？  
 以前の児童扶養手当は、収入に応じて2段階（全部支給か一部支給）になっていました。収入が増えれば収入と手当との合計額が増え、減ってしまうというケースが生じていました。そこで、勤労等で収入が増えた場合、手当を加えた総収入がなだらかに増えていくように、手当額がきめ細かくなりました。

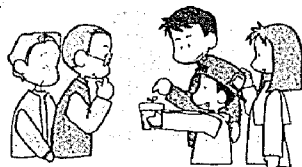
所得の範囲も変わります  
 児童扶養手当を請求する方が母親の場合には、所得の範囲について次のようになります。

- ① 母がその監護する児童の父からその児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等の80%が所得として取り扱われることとなります。
- ② 従来、収入から控除していた寡婦控除、寡婦特別加算は控除しないこととなります。

また、請求者（母または養育者を問わず）が特別障害者控除を受けている場合の控除額が35万円から40万円に引き上げられます。

改正で以前より手当額が減ってしまったり？  
 母子福祉資金貸付金に新たな貸付金（特別児童扶養資金）を設け、無利子の貸付を行います。また、この貸付金については、貸付申請時に保証人を得ることが困難な場合、特別的に貸付額の累積額が5万円に達するまで保証人を猶予することができるよう配慮します。

## 受給該当者は福祉健康課で申請を



児童扶養手当および特別児童扶養手当に該当される方は、役場福祉健康課に申請してください。

児童扶養手当および特別児童扶養手当はどちらも所得制限がありません。詳しい内容は、役場福祉健康課にお問い合わせください。

## 受給者の異動は必ず手続きを！

児童扶養手当および特別児童扶養手当の支払いは、毎年4月、8月および12月（特別児童扶養手当は11月）に行われています。住所や金融機関を変更したとき、証書をなくしたとき、資格喪失したときには、できるだけ早く役場福祉健康課で必要な手続きを行ってください。

## 受給者の皆さんへ

### ●現況届の手続きが必要です

児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給している方は、下記期間中に福祉健康課で手続きを行ってください。

この届出がないと手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

現況届の手続きについては、本人あてにご案内いたします。

児童扶養手当 …8月16日から22日まで  
 特別児童扶養手当

## 乳児医療費助成事業

- 対象者  
1歳未満児
- 内容  
一部負担金を除いた医療費を助成します。  
「一部負担金」とは  
・外来の場合 1回 530円（月の初回から4回まで）

- ・入院の場合 1日 1,200円  
※食事療養費は減額認定証をお持ちの方のみ助成されます。
- 申請方法  
該当する方は、保健センターで申請してください。  
申請に必要なもの  
・母子手帳  
・保険証（乳児の加入または加入見込みのもの）  
・印鑑

## 幼児医療費助成事業

- 対象者  
1～3歳児
- 内容  
一部負担金を除いた医療費を助成します。  
「一部負担金」とは  
・外来の場合 1回 530円（月の初回から4回まで）  
・入院の場合 1日 1,200円

- 申請に必要なもの  
・母子手帳  
・保険証（幼児の加入しているもの）  
・印鑑  
・児童手当用の所得証明書（1月1日に亀田町に住所がなく、現在亀田町より児童手当を受給していない方や手続きをしていない方）
- その他  
◎ 医療費の受給開始は、1歳になった翌月からです。（1日生まれは前月生まれに含まれます）  
◎ 受給者証には有効期限がありますが、受給期間内で期限が切れる場合は、新しいものを郵送します。

## 重度心身障害者医療費助成事業

- 対象者  
身体障害者手帳の1～3級または、療育手帳の「A」に該当する方で、一定の所得制限以内の方。  
※今年度9月1日より受給要件に所得制限が設けられることとなりました。
- 内容  
一部負担金を除いた医療費を助成します。  
「一部負担金」とは、

- ・外来の場合 1回 530円（月の初回から4回まで）  
・入院の場合 1日1,200円
- 申請方法  
該当する方は、役場福祉健康課で申請してください。
- 申請に必要なもの  
・身体障害者手帳、または療育手帳  
・保険証  
・老人保健証（65歳以上の方）  
・入院時食事療養費減額認定証（お持ちの方）  
・印鑑

## 老人医療費助成事業

- 対象者  
65歳以上70歳未満で、常時一人暮らしの状態にあり経済的、精神的に単独である方、あるいは3カ月以上覆たぎりで介護を必要とする状態にあり、かつその状態が継続すると認められる方。
- 内容  
一部負担金を除いた医療費を助成します。

- 「一部負担金」とは、  
・外来の場合 1割負担 または 1日850円  
（医療機関によって異なり、また負担金には上限があります。）  
・入院の場合 定率1割（負担金には上限があります。）
- 申請方法  
該当する方は、役場福祉健康課で申請してください。保険証と印鑑が必要です。

## これらの制度についての問い合わせは… 役場福祉健康課 ☎381-2111

- 内線 142（老人医療費助成事業）
- 143（重度心身障害者医療費助成事業）
- 144（児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成事業・介護人派遣事業）
- 145（児童手当制度、特別児童扶養手当）
- 402（乳・幼児医療費助成事業）

# 児童手当制度

## 児童手当の目的

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上を目的としています。

## 児童手当のしくみ

### ◆支給の対象

児童手当は、6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

### 平成14年度扶養親族数別所得制限限度額

平成13年分の 税法上の扶養人数	国民年金 加入者等	厚生年金・ 共済年金 加入者等
0人	3,010,000円	4,600,000円
1人	3,390,000円	4,980,000円
2人以上	1人増すごとに38万円加算	

※8万円の控除があります。  
※老人扶養親族がある場合、1人につき6万円を加算します。  
他に医療費控除等もあります。

### ◆児童手当の額

- 第1子 …… 5,000円（月額）
- 第2子 …… 5,000円（月額）
- 第3子以降 …… 10,000円（月額）

### ◆児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始（一部特例があります。）され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。  
なお、原則として手当は、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

### ◆申請に必要なもの

- ・年金加入証明書（国民年金加入の方は不要）
- ・銀行預金通帳（申請者名義のもの）
- ・その年の1月1日に亀田町に住所がなかった場合は、前住所の所得証明書

### ◆届け出が必要なとき

- ・氏名、住所、金融機関の変更
  - ・子供が増えたとき
  - ・会社をやめたとき
  - ・国民年金から厚生年金等に加入したとき等
- ※公務員の場合は勤務先から支給されます。

## 母子家庭・寡婦および父子家庭介護人派遣事業

母子家庭の母等が、自立促進に必要な事由（修学等）や社会的事由（疾病等）により、一時的に介護や保育等のサービスが必要な世帯に対して、または父子家庭等となって間がなく生活が安定するまでの世帯に対して介護人を派遣し、必要な介護、保育を行います。  
介護を受けるには、あらかじめ役場福祉健康課への登録が必要です。  
なお、一定額未満の所得の世帯は無料です。

## ひとり親家庭等医療費助成事業

- 目的  
この医療費の助成事業は、ひとり親家庭の父または母および児童等の医療費に対して助成を行い、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的としています。
- 対象者  
母子家庭および父子家庭で、所得制限（児童扶養手当と同じ）内の世帯の方
- 内容  
一部負担金を除いた医療費を助成します。

- 「一部負担金」とは、  
・外来の場合 1回 530円  
（月の初回から4回まで）  
・入院の場合 1日 1,200円
- 申請方法  
該当する方（世帯）は役場福祉健康課で申請してください。保険証・印鑑・住民票・戸籍謄本が必要です。
- ※受給者は、8月16日から8月22日の間に更新申請手続きを行ってください。  
手続きについては本人あてにご案内いたします。

## ～平成14年度年額保険料の通知は 8月中旬頃送付します～

### 特別徴収の方

(年金から天引きの方)

確定した年額保険料から4月・6月・8月の保険料額(仮徴収分)を除いた金額を10月・12月・2月に振り分けて天引きされます。

例

前年度と同じ第3段階の方の場合(年額34,212円)

平成14年4月	6月	8月	10月	12月	平成15年2月
5,700円	5,700円	5,700円	5,712円	5,700円	5,700円
仮徴収			本徴収		

### 普通徴収の方

(個別納付の方)

確定した年額保険料から4月・6月の保険料額(暫定分)を除いた金額を8月・10月・12月・2月に振り分けて納付します。

例

前年度と同じ第3段階の方の場合(年額34,212円)

平成14年4月	6月	8月	10月	12月	平成15年2月
5,700円	5,700円	5,712円	5,700円	5,700円	5,700円
暫定			本算定		

ご注意!

### 現況届の提出は忘れずに.....

年金を受給されている方は、毎年1回誕生月に「現況届」を提出する必要がありますが、この「現況届」を誕生月の末日までに提出しないと介護保険料を特別徴収(年金天引き)することができなくなり、普通徴収(個別納付)となりますので、必ず「現況届」は期限内に提出してください。

65歳以上の(第1号被保険者)の方へ

## 平成14年度の介護保険料について

### 保険料の決まり方

下記の基準額をもとに、負担が重くなりすぎないように所得等によって5段階に分かれています。

亀田町の基準額 年額 34,212円(月額2,851円)

段階	対象者	計算方法	平成14年度の保険料
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税	基準額×0.5	17,106円
第2段階	世帯全員が町民税非課税	基準額×0.75	25,659円
第3段階	世帯の中に町民税課税者がいるが本人は町民税非課税	基準額	34,212円
第4段階	本人が町民税課税で合計所得金額が250万円未満	基準額×1.25	42,765円
第5段階	本人が町民税課税で合計所得金額が250万円以上	基準額×1.5	51,318円

※平成15年度に保険料の見直しが行われます。

### 保険料の納め方

◎納め方は年金の種類や受給額によって2種類に分かれます。

老齢・退職年金(基礎年金)額が年額18万円(月額1万5千円)以上の方

特別徴収(年金から天引き)

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

老齢・退職年金(基礎年金)額が年額18万円(月額1万5千円)未満の方

普通徴収(個別納付)

送付される納付書または口座振替により、保険料を亀田町に個別に納めます。  
※口座振替を希望される場合は、申し込みが必要です。

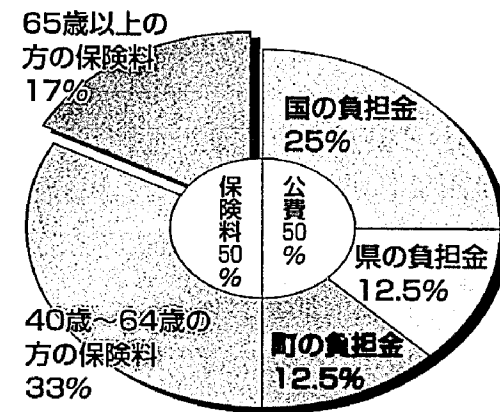
老齢福祉年金・遺族年金・障害年金等のみを受給されている方

◎こんなときは普通徴収になります。

老齢・退職年金(基礎年金)額が年額18万円以上でも、次のような場合一定の期間普通徴収(個別納付)で納めていただき、翌年度10月から特別徴収(年金から天引き)に切り替わります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で他市町村から転入したとき
- 年度の初め(4月1日)の時点で老齢・退職年金(基礎年金)を受けていなかったとき
- 年度途中で所得段階の変更や年金額が変更になったとき 等

## 大切な財源 介護保険料



介護保険のサービスを提供するために必要な費用は、40歳以上の方の納める保険料と公費で半分ずつまかなわれています。

みなさんの保険料が亀田町の介護を支えています。

保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

## 理由もなく保険料を滞納すると

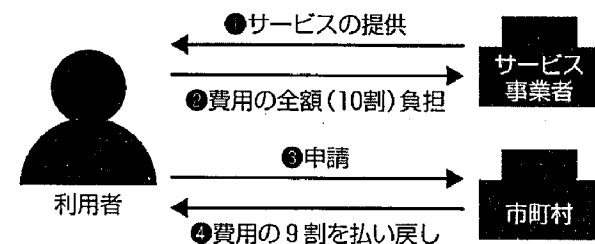
次のような負担増やサービスの利用が制限されるなどの厳しい措置がとられます。

**いまサービスを利用している人は たちまち困ります**

- 1年以上滞納すると、サービスの費用をいったん全額支払うことになり、あとで申請により保険給付分（9割）を払い戻してもらうこととなります。

**いまサービスを利用していない人も 必ず困ることになります**

- 2年以上滞納が続くと、あとでさかのぼって保険料を納めることができなくなります。そして、今後サービスを利用することになったときに、未納期間に応じて給付制限を受けることとなります。



### 【給付制限の内容】

- 利用者負担の割合が1割から3割に引き上げられます。
- 一定の負担額を超えた場合の払い戻し（高額介護サービス費の支給）が受けられなくなります。

※災害による財産の著しい損害や、生計中心者の死亡、長期入院、失業などによる収入の著しい減少により、保険料を納めるのが困難な場合は、保険料の徴収猶予・減免を受けられる場合がありますので税務課収税係までご相談ください。

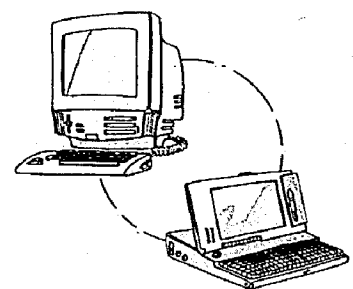
介護保険料についての問い合わせ

亀田町役場 税務課 収税係 ☎381-2111 内線135

## 8月5日より 「住民基本台帳ネットワークシステム」が稼働します。

高速交通網の整備が進み、生活圏が拡大していく中で、亀田町における人口の異動（転入・転出）件数も増加してきています。こうした中、インターネットの急速な進展にみられるように、情報の管理、伝達の方法も大きく変化し、住民基本台帳に関するサービスに対するニーズも、ネットワーク社会へ対応したものと変革することが求められています。

住民基本台帳法の改正により、8月5日から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、一年後には、住民カードの発行により、住民票の広域交付や転入・転出届の手続きの簡略化が図られることになっていきます。



### 住民基本台帳 ネットワークシステムとは

全国の市町村の住民基本台帳と都道府県、指定情報処理機関をネットワークで結び、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）、住民票コードとこれらの変更情報により、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステムです。

### 住民票コードを通知します

今回は、準備（第一次稼働）として、システムの基本となる住民票コードを住民一人ひとりに付番し、8月中旬に各世帯宛てに通知いたします。

### 住民票コードとは

住民基本台帳の改正により、全国民の住民票に設けられることとなった11桁の無作為の番号です。この番号は市町村へ申し出ることにより変更できます。

民間が使用することは法律で禁止されています。

### 問い合わせ

役場住民課 ☎381-2111 内線167

## 講演会

### 「がんをもっとよく知ろう! ~胃がん・大腸がん~」

基本健診が終わり、9月からがん検診、10月から総合健診が始まります。健（検）診の必要性を理解し、多くの方が年一回は健（検）診を受け、健康に過ごしていただけますよう講演会を開催いたします。

今回は、悪性新生物（がん）について学んでいたことが下記のテーマとしました。医師による講演を聴くことで、健康づくりを考えるきっかけとなれば幸いです。関心のある方はどなたでも自由にご参加ください。

日時 8月28日(木) 午後2時～午後3時30分  
場所 町民会館 視聴覚室  
テーマ 「がんをもっとよく知ろう! ~胃がん・大腸がん~」

講師 保健衛生センター 栗田雄三先生  
申し込み方法 定員50名（先着順）  
申し込み締め切り 8月20日(火)  
申し込み・問い合わせ 保健センター ☎381-2111 内線407



基本健診の様子

## 違法な浄化槽の設置はできません!

最近、台所やお風呂等からの排水（生活雑排水）のみを処理する目的で製造された処理槽が、し尿を処理することができる浄化槽として販売され、設置されている事例が県内でみられます。

この生活雑排水の処理槽はし尿を処理する浄化槽として国から認められたものではありませんので、し尿を処理するために設置し使用することはできません。詳しくは次のところまでお問い合わせください。

亀田町環境生活課 ☎381-2111 内線155  
新津健康福祉環境事務所 ☎0250-22-5187  
県庁廃棄物対策課一般廃棄物係 ☎285-5511 内線2502

# 国民健康保険税が

## 決定しました

国民健康保険税は、いつかかるか分からない病気やケガなどの医療費負担を軽くするために、加入者がお互いに保険税を出しあい、医療費を賄うという、助けあいの制度を支える大切なものです。

### 8月は本算定

保険税は、前年の所得などをもとにして計算され、8月にその年度の税額が決定されます。これを「本算定」といいます。

3期（8月）からは、本算定で決定した年税額から、4月に課税した「暫定分」を差し引いた額を3期～6期までの4回で納めることとなります。納税通知書は、8月中旬に郵送しますので、納期内の納入をお願いします。



### 保険税の計算方法

保険税は、加入者の医療給付費分と介護納付金分について、世帯単位に計算されます。

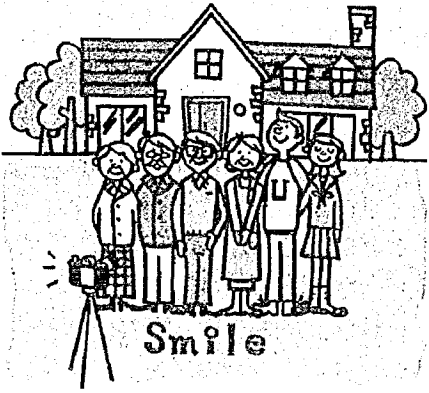
### 医療給付費分

加入者全員に①所得割②資産割③均等割④平等割の4方式で算定され、①④の合計が1年間の税額となります（税額は1000円未満切り捨て、課税限度額は53万円）。

- ①所得割 税率7.00%
- ②資産割 税率20.00%
- ③均等割 1人24,000円
- ④平等割 1世帯29,000円

### 介護納付金分

国保に加入している介護保険第2号



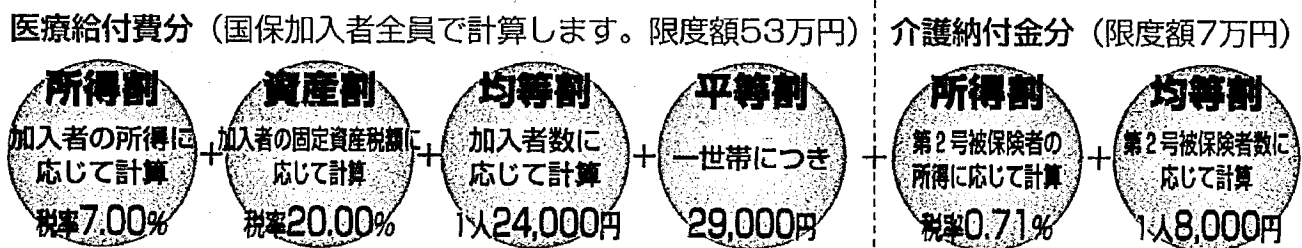
被保険者（40歳以上65歳未満の人に、①所得割②均等割の2方式で算定され、①と②の合計が1年間の税額となります（税額は1000円未満切り捨て、課税限度額は7万円）。

- ①所得割 税率0.71%
- ②均等割 1人8,000円

医療給付費分と介護納付金分の合計が、今年度の保険税額として算定されます。

## —保険税はこのように計算します—

※40歳未満の世帯と65歳以上の世帯は、医療給付費分だけの負担です。



年間の国民健康保険税 = 医療給付費分 + 介護納付金分

平成14年度の軽減額表

軽減対象所得	軽減割合	医療分		介護分
		均等割軽減額	平等割軽減額	均等割軽減額
住民税基礎控除相当額（33万円）以下	7割軽減	16,800円	20,300円	5,600円
33万円 + @24万5千円 × 被保険者数（当該世帯主を除く）以下	5割軽減	12,000円	14,500円	4,000円
33万円 + @35万円 × 被保険者数以下	2割軽減	4,800円	5,800円	1,600円

### 国保税の軽減

国民健康保険の加入世帯のうち所得の少ない世帯は、保険税の軽減を受けることができますが、所得が確定できない場合は、軽減が受けられませんので、所得の申告が必要な方で未申告の方は、早急に申告をしてください。なお、軽減の判定基準および軽減額は左記のとおりです。

### 保険税の納め方

保険税は、加入したその月から納付義務が発生します。

- 加入する日（国保の資格が発生する日）
  - ・ 他の市町村から転入した日
  - ・ 職場の健康保険をやめた日
  - ・ 子どもが生まれた日
  - ・ 生活保護を受けなくなった日
- 加入の届け出が遅れると
  - ・ 届け出をした日ではなく、加入すべき日までさかのぼって保険税を納めなければなりません。脱退した場合は、前月までの月割で計算します。
- やめる日（国保の資格がなくなる日）
  - ・ 他の市町村へ転出した日の翌日またはその日
  - ・ 職場の健康保険などへ加入した日の翌日
  - ・ 生活保護を受け始めた日
  - ・ やめる届け出が遅れると
    - ・ 他の健康保険に入ったとき、国保をやめる届け出をしないと保険税を二重に支払ってしまうことがあります。十四日以内に忘れずに届け出をしてください。

### 保険税の納入は

便利な口座振替で  
保険税の納入には、便利な口座振替制度があります。

平成14年度 国民健康保険税の納期

区分	期別	納期限
暫定賦課分	第1期	4月30日
	第2期	7月1日
本算定賦課分	第3期	8月16日から9月2日まで
	第4期	10月16日から10月31日まで
	第5期	12月16日から平成15年1月6日まで
	第6期	平成15年2月17日から2月28日まで

希望される方は、町内の金融機関および亀田町に本店または支店のある新湯市・横越町の各店で手続きをしてください。手続きには、納税通知書と預金通帳、印鑑および振替依頼書（町内各金融機関窓口ならびに役場税務課にあります）が必要です。

問い合わせ  
役場税務課 国保係  
☎381-2111  
内線138

# 町長に聞く合併への取り組み

其の3

今回は、昨年11月に設置された、新潟市・亀田町・横越町合併問題協議会について設置に至る背景や、協議会の運営、内容などについてご紹介します。

**Q** 新潟市・亀田町・横越町合併問題協議会の設置はどのように決められたのですか？

**町長** 昨年の8月21日に、長谷川新潟市長と浅見横越町長と私で三者会談を持ちました。また、その席にはそれぞれの市町の議会議長さんが立会人として同席され、「3市町で任意の合併協議会を設置し、必要な予算は9月議会に提案する。」ことで合意しました。

その後、町議会9月定例会本会議において、任意の合併協議会の関係費用（協議会負担分の報酬費、資料作成費等）を含む補正予算案が可決されました。新潟市・横越町においても、同様な補正予算案が可決され、これにより3市町による任意の合併協議会の設置に至りました。



**Q** 協議会の委員構成についてお聞かせください。

**町長** まず、行政を代表して、それぞれの首長、助役、収入役および教育長ならびに水道事業管理者。議会を代表して、議会議長および副議長とそれぞれの議長が推薦した議会議員。そして、地域のまちづくりや合併問題に造りが深い学識経験者により構成され、人数は51名です。（亀田町の委員は以下のとおりです）

第1回の協議会において、長谷川新潟市長が協議会の会長に、私と浅見町長とそれぞれの議会議長が副会長に選任されました。

町長	阿部學雄	議長	本岡良雄	議員	小池一海
助役	立川昭二	副議長	山田十四男	議員	小出秋子
収入役	田窪勝雄	議員	今泉昇	議員	山崎恵三
教育長	網干稔	議員	桑原峰夫	議員	渡辺和夫

学識経験者 藤田 茂（亀田商工会議所会頭）



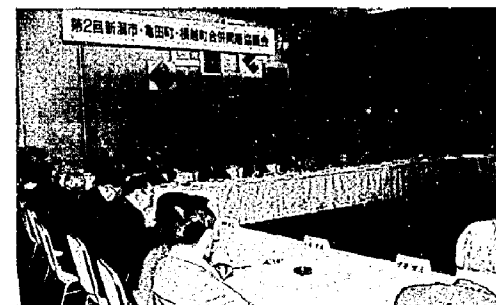
**Q** 任意の合併協議会ではどのような協議をされているのでしょうか？

**町長** 基本的には法定協議会で協議することを、あらかじめ協議することとなっています。具体的に言えば、まず合併の方式や財産の取り扱いなどの基本的事項、それから議員・職員の取り扱いや税の取り扱いなど、合併特例法に規定されている事項、そして組織や各種事務事業（行政サービス）の取り扱いが協議されます。

また、合併後のまちづくりの指針となる「市町村建設計画」の策定についても、この協議会で議論されることとなります。

今日まで2回の任意協議会が開催されましたが、第1回では協議会の規約と予算、会議運営の方法について合意しました。また、第2回においては、3市町の各種行政制度の比較が報告され、その結果に基づいて事務事業の調整方針が方向づけられました。

ちなみに、協議会における全ての協議内容については、広報やホームページにおいてお知らせしております。



**Q** この合併協議会は、今後何回くらい開催し、いつ頃終了するのですか？

**町長** これは、協議の進み具合によって決まってくるので、現段階で何回開催しますと断言するのは難しいです。また、いつ頃終了するのかがというご質問についても、たいへん申し訳ないのですが、同様な理由から具体的なお答えはできません。

ただ、参考までに、過去新潟市が黒埼町と協議を行った時は、9回開催しましたし、他の都市での状況を見ますと、おおむね7回程度の開催が多く見受けられます。

**Q** 以前、合併協議会は合併の是非を含めて議論する場であるとお話でしたがどのように協議するのでしょうか？

**町長** この合併協議会という場は“合併する・しない”について、最終的判断を下す場ではないことをご理解ください。あくまでも、“合併した場合の行政サービスやまちづくりの方向”など、先ほどもお話した合併に関する様々な事項を協議する場、つまり、合併の是非を判断するための材料を協議することが、この合併協議会です。

よって、その協議の過程こそがいわゆる“是非を含めた議論”ということではないでしょうか。今後の協議の中でも活発な議論が展開されるとは思いますが、より具体的な議論をする中で、町民の皆さんに情報を提供したいと思っております。

なお、合併協議会および町ホームページにおいて、議事録を公開しておりますので、ご覧いただきたいと思います。



**Q** 今まで開催された合併問題協議会の協議内容をお聞かせください。

**町長** 第1回の合併協議会は、平成13年11月20日に新潟市内で開催されました。協議の内容については、さきほど少し触れましたが、最初にこの協議会の規約について協議し、協議会の組織や会長・副会長の選任、事務局体制について取り決めました。次に、平成13年度の予算案（委員報酬や資料作成費、ホームページ開設費など）が提案され、全会一致で承認されました。

最後に、これからの会議を運営する上での約束事が協議され、これもまた、全会一致で承認されました。

第2回におきましては、新潟市・亀田町・横越町それぞれの沿革、合併史および現況（人口・土地利用・財政状況・公共施設の設置状況など）、また、今後協議される事項について、事務局から説明を受け協議を行いました。

今回の協議で最も時間を費やしたのが、それぞれの自治体の各種事務事業の比較で、保健福祉、住民生活、教育文化、産業、都市整備のそれぞれの分野について、全体で191項目の事務事業が比較されました。

比較した結果については、以前広報でも（3月15日号）お知らせしましたが、亀田町と新潟市を比べた場合、亀田町の制度が新潟市を上回っているものが、全体の約1割、単純に比較できないもの、または制度の中で上下が混在するものが約2割、残りの約7割は同程度か新潟市の制度が上回っているという結果でした。

この結果を受けて協議したところ、

- ① 原則として新潟市の制度に統一する。
- ② 亀田町、横越町が上回っている制度については、激変緩和措置を検討する。
- ③ 亀田町、横越町の制度を参考に新潟市の制度内容改善の可能性について検討する。

という調整方針が合意されました。

今後、この方針に基づいて、191項目の事務事業について、事務局で調整案が作成されることとなります。





# 迷惑メールはもういらない！

携帯電話やインターネットなどの普及に伴って、最近、社会的な問題にもなっているのが、電子メールによる一方的な商業広告（広告メール）、いわゆる「迷惑メール」です。メールアドレスを何度変えても送られてきて、不愉快な思いをした人も多いのではないのでしょうか。7月1日から「特定商取引法」の改正により、広告メールを送る事業者に、新たな表示が義務づけられました。この表示ルールを知って、迷惑メール防止対策を！

なお、迷惑メール対策として、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）」も施行されています。

## 事業者は

事業者が広告メールを送信するときは次のような表示が義務づけられました。

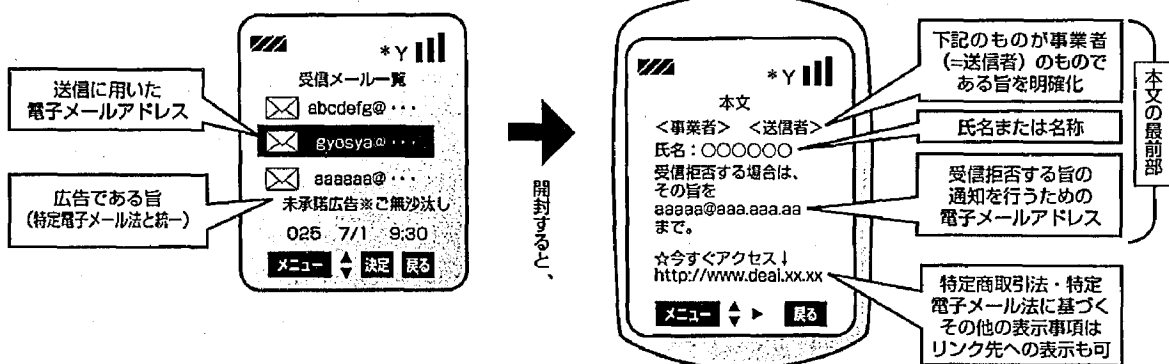
迷惑メールの被害から消費者を守り、商取引の適性化を図るため、特定商取引法が今年4月に改正され、7月から施行されました。これによって、通信販売事業者などが広告メールを送るときには、既に義務づけられていた「住所」「電話番号」に加え、下記の事項を表示することが義務づけられました。

また、再送信禁止規定が創設され、消費者が事業者に対して広告メールの受け取りを希望しない旨の連絡をした場合、その消費者への広告メールの再送信が法律によって禁止されます。

## 広告メールの表示義務

- 事業者の電子メールアドレス
- メールの表題部の冒頭に「未承諾広告※」と表示
- 消費者が広告メールを希望しない旨を、事業者に対して連絡するための方法の表示  
(従来の「！連絡方法無し」は認められません)

<表示例>事業者=送信者の場合



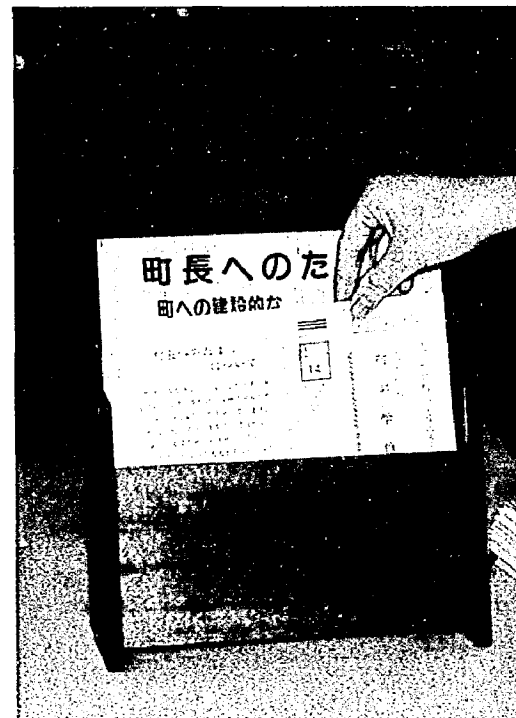
## 消費者は

広告メールの受け取り拒否や削除など迷惑メール対策がしやすくなりました。

これまでは表題部を見ただけでは、広告メールかどうか分からなかったため、内容を確認するためにメールを開封してしまうことが多くありました。しかし、広告メールに新しい表示が義務づけられたことで、表題部を見ただけで、広告メールであることが分かるようになりました。また、事業者への受け取り拒否の連絡をすれば、その業者からの広告メールを二度と受け取らずに済むようになります。

## 消費者のメリット

- 表題部に「未承諾広告※」と表示されたメールは開かずに削除できる
- 希望しない事業者からの広告メールは、事業者に連絡して受信を拒否できる
- いわゆるフィルタリングサービスが提供されている場合は、表題部に「未承諾広告※」が含まれるメールの受信をすべて拒否することができる



住みよい町、魅力ある町をつくるため、平成4年度より開始された「町長へのたより」。平成13年4月からは、亀田町のホームページ上でも、電子メールによる「たより」を受け付けています。  
みなさんの建設的なご意見・ご要望を反映させて、よりよい町づくりを進めたいと考えています。

**平成13年度は41通47件**  
すぐに実施されたもの、検討を要するもの、今後の課題となったものなど内容はさまざまでしたが、平成13年度は、メールを含め41通47件のたよりがありました。

町長へのたより受付件数年度別集計表

年度	たより受付枚数 (メール分再掲)	件数 (メール分再掲)
平成9年度	37	59
平成10年度	52	55
平成11年度	35	41
平成12年度	36	41
平成13年度	41 (15)	47 (20)

## はがきはこちら↓にあります

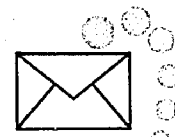
- 亀田町役場・住民課窓口 (泉町3)
- 亀田町公民館 (新明町1)
- 亀田町町民会館 (船戸山5)
- 亀田駅 (東船場1)
- 亀田郵便局 (西町1)
- 亀田城山郵便局 (城山1)
- 袋津郵便局 (袋津5)
- JA亀田郷みなみ・金融窓口(船戸山4)
- 新栄信用組合本店 (旭2)
- 新栄信用組合上町支店 (本町4)
- 新栄信用組合稲葉支店 (諏訪3)
- 新栄信用組合袋津支店 (袋津5)
- 第四銀行亀田支店 (本町3)
- 第四銀行亀田駅前支店 (西町3)
- 北越銀行亀田支店 (西町1)
- 大光銀行亀田支店 (本町2)
- 新潟信用金庫亀田支店 (本町2)
- 清水フードチェーン山岸店 (中島3)
- 勝山酒店 (茅野山)

## ご注意ください!

設置してあるはがきの差出有効期間が7月31日に切れ、8月1日に有効期間が「平成16年7月31日まで」の新しいはがきに取り替えました。古いはがきのご使用になれませんのでご注意ください。

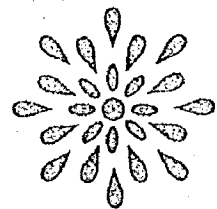
再送信禁止義務に違反していると思われるメールを受け取ったら(財)日本産業協会まで、情報提供にご協力ください。詳しくは、(財)日本産業協会のホームページ (<http://www.nissankyo.or.jp>) をご覧ください。

メールによるたよりはこちら→ メールアドレス [tayori@town.kameda.niigata.jp](mailto:tayori@town.kameda.niigata.jp)



「町長へのたより」は町民のみなさんへ送ります。

■問い合わせ 企画調整課 ☎381-2111



# 花火を安全に楽しむための

# 6つの注意

## 風の強い日は避ける

次のような気象状況の時は花火をしないようにしましょう。

- 火災警報が出されているとき
- 強風注意報や乾燥注意報などが出されているとき

## 花火を束ねて点火しない

正しく取り扱い安全な花火でも、ほぐして火薬を集めたり、数本まとめて点火したりすると大変危険です。花火はそのままの形で必ず一本ずつ点火しましょう。

## 注意書きを必ず読む

最近ではいわゆる「おもちゃ花火」も改良が加えられ、さまざまな種類のもので販売されています。花火の側面や包装袋に記してある注意書きを必ず読んで、取り扱いに十分注意しましょう。

1 2

## 子どもだけで花火をしない

子どもだけで花火をしていて、周囲の紙くずに火がつき、建物にまで燃え移ってしまった例や、火が衣類に燃え移って火傷をした例もあります。花火をするときは必ず大人が付き添い、人や建物に花火を向けないようにしましょう。

3 4

## 水の入ったバケツを用意

火が残っている花火の燃えカスをごみ箱に捨てたために火災となった例があります。花火をするときは、必ず水の入ったバケツなどを用意し、マッチや花火の燃えカスは、その中に入れて確実に消火しましょう。

5 6

## 燃えやすい物がない場所で

「ロケット花火」の火の粉が屋根に落ちたり「ねずみ花火」の火が周囲の紙などに着火して火災になったりした例が多く見られます。花火をする場合は次のような安全な場所で、  
●紙くず、枯れ草、廃材など燃えやすい物が周囲にない  
●灯油などの危険物品が周囲にない  
●建物から離れている  
(文化財の周囲など禁止された場所で花火をしない)

花火は夏の夜の風物詩。庭などで子どもたちが花火をしている姿をよく見かけます。しかし、気軽に楽しめる花火も、正しく取り扱わないと火傷や火災などの大きな事故につながります。たかが花火と思わず、安全に楽しむための注意事項を守りましょう。



- 主催 国土交通省、都道府県、市町村、日本道路公園、首都高速道路公園、阪神高速道路公園、本州四国連絡橋公園、地方道路公社

8月1日(木)から31日(土)は平成14年度「道路ふれあい月間」です。これは、道路を利用して国民に、あらためて道路とふれあい、道路の役割および重要性を再確認してもらい、さらには道路をいつくしむという道路愛護思想の普及および道路の正しい利用の啓発を図り、道路を常に広く美しく、安全に利用する気運を高めることを目的に行われます。

## 平成14年度「道路ふれあい月間」

# 「行方不明者を捜す相談所」(無料)開設のお知らせ

警察では、8月中「行方不明者を捜す巡回相談所・特別相談所」を次のとおり開設いたします。

当相談所では、ご家族やお知り合いの方が

- 病気を苦にして家出をされた。
- 外出されて、そのまま行方が分からない。
- 出稼先からの便りが途絶えた。

等の理由で、その後の消息が分からずお困りの方のため、所在確認の調査を行うとともに、全国各地で亡くなられ、身元の分からない方の写真や持ち物等の資料を多数用意して、皆さまのお越しをお待ちしております。

## 1 巡回相談所(午前9時30分～午後5時)

開設月日	開設場所
8月2日(金)	上越北警察署 ☎(025)543-0110
8月5日(月)	三条警察署 ☎(0256)33-0110
8月7日(水)	新発田警察署 ☎(0254)23-0110
8月9日(金)	長岡警察署 ☎(0258)38-0110

## 2 特別相談所(午前9時～午後5時)

開設期間	開設場所
土曜・日曜を除く 8月中1カ月間	新潟市新光町4番地1(県庁隣り) 新潟県警察本部 鑑識課 ☎285-0110 内線4641・4642

## 交通事故と犯罪の動向

6月の発生件数

町で発生した交通事故	
事故件数 (今年の累計99件、前年比-8件)	19件
死者数 (今年の累計0人、前年比±0人)	0人
傷者数 (今年の累計131人、前年比-2人)	23人
町で発生した犯罪件数	
犯罪総数	54件
凶悪犯 (殺人、強盗、放火等)	0件
粗暴犯 (暴行、傷害、脅迫等)	0件
窃盗犯 (乗り物盗、侵入盗等)	39件
知能犯 (詐欺等)	0件
その他 (器物損壊等)	15件

## 高齢者とその家族のよろず相談

新潟県高齢者総合相談センターでは、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや、心配ごとの相談を無料で受け付けています。なお、8月の相談日程は次の通りです。

相談の種類	相談日	相談時間	8月
よろず相談	毎週月曜日から金曜日	9:00~17:00まで	(土日祝日・年末年始は除く)
専門相談	(あらかじめ予約が必要です)		
法律	毎週月曜日 第4木曜日	13:30~16:00	5日、12日 19日、22日、26日
医療	第1水曜日	13:30~15:30	7日
痴呆	第3水曜日	14:00~16:00	21日
公的年金・公的保険	第1火曜日	13:30~15:30	6日
税金	第2金曜日	10:00~12:00	9日
健康・介護	第2木曜日	10:00~16:00	8日

相談電話 025-285-4165  
(新潟市上所2-2-2 新潟ユニソンプラザ3階)

## テレホンサービス

☎ 025-281-5550

(24時間年中無休)

- ~8月1日 .....美容の大敵・紫外線を防ぎましょう
- 8月2日~8月18日 .....快食・快眠で夏バテ予防
- 8月19日~ .....高齢者の医療制度が変わります

# レンズでキャッチ

## 鶴亀交流友好都市宣言から1年



あいさつを述べる阿部町長



車町長、阿部町長による植樹



昨年6月27日、行われた石川県鶴来町との「鶴亀交流友好都市宣言」調印。鶴来町の車町長をはじめ町関係者、鶴来町議会議員など30名が来町し、役場で調印式が行われた後、亀田町総合運動公園「アスパーク」で、鶴来町の木「杉」・花「アジサイ」の記念植樹が行われました。

調印後も、亀田町でゲートボールによる交流や、わんぱく教室の夏合宿で小学生が鶴来町で交流を行うなど、数々の交流を重ねてきました。

この度、その一周年記念・記念植樹が鶴来町で行われました。鶴来町総合文化会館「クレイン」芝広場の一面に、亀田町の木「松」・花「サツキ」を、阿部町長・車町長、本町亀田町議会議長・村山鶴来町議会議長、小野間亀田商工会議所青年部会長・松田鶴来町青年クラブ理事長が植樹、新たな“交流のシンボル”としました。



植樹の後に行われた交流会での鏡割

## 亀田町出身の大西 浩さんが 青年海外協力隊としてセントルシアへ

青年海外協力隊事業は昭和40年に発足し、アジア・アフリカなど開発途上国に協力隊員を派遣、それぞれの技術・技能を生かし、国づくり・人づくりに協力していく事業です。

平成14年度第1次隊員として、大西 浩さんが、セントルシアへ派遣されました。大西さんは、数学教師であり、「実践してきた指導技術を開発途上国の子どもたちに役立て、帰国後はその経験を日本の子どもたちのために役立てたい。」と参加希望され、現地の小学校を視察、教育システムの改善などを行うのが任務だそうです。

出発前の7月11日に亀田町役場を訪れ、阿部町長に赴任を報告。阿部町長は「体に気をつけてがんばってください」と激励しました。



阿部町長に赴任を報告する大西さん

# レンズでキャッチ

## 町民大学・ふるさと歴史散歩 諏訪社・亀田寺見学

6月12日(休)、ふるさと歴史散歩(6回コース)の第2回目が行われ参加者は諏訪神社と亀田寺を見学しました。亀田寺ではご住職に亀田寺の歴史などをお話していただきました。この日はとても暑くみなさん汗をふきながらでしたが、メモをとり熱心に聞き入っていました。諏訪神社への移動中も若松踏切の由来を郷土資料館長が熱く語り、「なるほど!」と納得の声があがっていました。諏訪神社にはお堂の壁にさまざまな所から奉納された絵画や書があります。その一つ「虎に松」は天保9年(1838年)に奉納されたもので、150年余りも前の絵が目の前にあると思うと不思議な感じがするとともに、何故か興奮してしまいました。(私だけでしょか…?)

普段何気なく見ているものや通っている道すべてに、当然のことながら歴史があります。

たまには歴史を感じながらゆっくり散歩してみるのもいいですね。



解説する三村館長

## 友達いっぱい作ろうね わんぱく教室開講

今年もわんぱく教室が始まりました。15年ほど前から行われているこの教室。今回から初の試みとして中学生リーダーが企画・運営することになりました。昨年わんぱく教室で石川県鶴来町と交流をした際に、鶴来町の中学・高校生がゲーム等の進行をしているのを見て、「自分たちもやりたい!」と自ら志願したそうです。6月16日(日)の開講式、レクリエーションも5つの係分担をして立派に進行役を務めました。

仲間づくりとしてのレクリエーションではいくつかのゲームを行ったのですが、数を重ねるうちだんだんみんなの顔に笑顔が出てきて、仲良くなっていくのがよく分かりました。

8月24日(土)~26日(月)には夏合宿として鶴亀わんぱく交流が行われます。中学生リーダーはここで力を発揮できるようにがんばってください。そして、わんぱく教室に参加したみんなは友達をいっぱい作ってくださいね。



「みんな乗っかれ」でのコマ

## ドキドキ土器づくり

6月29日(土)、小学4~6年生が土器づくりにチャレンジしました。昨年に引き続き2回目となる今回は、24人も応募があり、とても賑やかでした。

まず、縄文時代についてのビデオを見ました。皆さん、縄文時代にもクッキーがあったなんてご存知でしたか?しかも、13個で大人1日分のカロリーがあるという優れものです。みんな興味深そうに見入っていました。

そしてよいよ土器づくりの時間です。時間がたつとすぐ固まってしまう土ねどにみんな悪戦苦闘。私も一緒に挑戦したのですが、これが本当に思うようにいかないのです…。しかし、さすが小学生!持ち前の創造力でそれぞれ個性豊かな土器を作りあげていました。「最初はできないかと思ったけど、面白かった。もう一回やりたい!」という意見がほとんど。縄文時代を体験できた貴重な一日でした。



どんな土器になるのかな?

# レンズでキャッチ

お盆を踊る

元町一輝 由明

齢嵩むと昔を懐かしむ、晴昔の事共併せて、ポロポロのノートメモを繕きたい。雑駁極まりない綴り方で恐縮です。

昭和八年 お盆

此の春亀田小学校入学児童は、お諏訪さま宮前通り横町は十四人居た。(註、まいにち、日が暮れるまで敬愛駆け回って居たが、チリヂリバラバラ今は一人も此処に住んで居ない)往來は米俵運ぶ荷馬車、野菜を積んだりヤカー、人力車なども行き交い、児童は雁木渡りに大鳥居前から一札し、玉垣沿えにある三尺堀に落ちない様、脇参道前から稲葉組と合流し、高山にある小学校へ(註、この町内には茶屋、料亭、棧業家衆、芸妓衆の華やいだ雰囲気は漂っていた)

春子 紀代江 昭 與子 由平 俊二 テイ 英世 昭作 準衛 四郎

八月朔日宵の口から稽古踊りと称して踊る。昔屋の息子は孫祖母のだじに納っている樽を店先に持ち出して棒抱よろしく、トントントンカラカッカ。お宮さま境内大松に囲まれた中央に櫓が組み建てられて、紅白のお祭り幔幕が張り巡らされた櫓上に、一日中池邊に水漬けし置いた四斗樽一對を据え、撥刺きも鮮やかに、潤う音色である。其の響き壮快勇壮。横笛手は水気を染みらせられて汗を流し、玉垣沿えにある三尺堀に落ちない様、脇参道前から稲葉組と合流し、高山にある小学校へ(註、この町内には茶屋、料亭、棧業家衆、芸妓衆の華やいだ雰囲気は漂っていた)



昭和廿年 お盆

溢れ、門前町横町は大賑わいを呈した。サーベル吊った警察官も、着飾った和服姿綺麗どころ頻りであった。昭和十二年日中戦争出征相次ぎ、未だに脳裏にエントリー忘れ得ぬ光景に、旬日を経ずしてお正月を迎えよう晩秋の出征、町内衆寄り集い其の家に盆踊りが立てられての首途、未だ還らぬ先輩。螢になつて帰還したのであろうか。昭和廿年五月に映画「螢」が製作上映された。

九月七日は城所熊野神社の祭禮である。太平洋戦争終結の年、久し振りに盆踊りをと神社境内に集まり来たり、復員者は軍装略服が目立つ、久闊を交す者処々に。城所城山の長老様方來たりて、凡そに届く大声で「踊るな、立てるな、日本敗けたのに、許可しない」祭禮盆踊りの「意義」皆ん

な集まつて呉れ、豊穰を死者の霊と共に一緒に、祝おう踊ろう、折るうことは長老様もご承知の筈、一言仰りたかつたのだ。静けさ戻り踊りは深更まで続いた。

実はこの日の昼過ぎに弊筆舞鶴から有蓋車で夜行をかけて復員し帰つたのでこの事実、稲葉のI・H、城山のS・Fが踊りに行くことと小宅に寄つたのと併せ忘れられない。

新湯まつり民謡流し 参加した所属団体は昭和四十七年お盆からであつた。

派遣踊りお師匠さんによる特訓は五月から始められた。参考附記：市役所調べ

古町民謡流しは昭和三十一年から、古町に東堀が加わつたのは昭和四十六年から放送屋台が二カ所になった。

新湯甚句踊り 一 新湯甚句踊り 一 新湯甚句踊り 一

「オ左がとん右がアとんオ」回つて二二三、扇扇右手に豆絞りに粋にのせ、同じこととする盆踊り、進行型踊り、両手流すとペンギン

スタイルで見苦しい。編笠背負いきびくくと衆を頼みにハッキリ動作。長丁場二時間、甚句とおけさ交互に踊る。

佐渡おけさ 二つとハイ 二つとハイ 三つと四つ五つと六つと

昭和五十二年から古町、西堀、東堀の三会場となる。平成元年から一大ページエント、万代橋上新湯甚句大民謡流しになる。

東仲通り 榎谷小路 一 万代橋 東新湯駅・沼垂 (時間：一九〇〇)

甚句とおけさ交互に踊り流しの企画は以前として有り、実施されている。

西新湯：古町通り 東新湯：万代シテイ通り (時間：二〇〇三〇)

一際高い大蔵神社祭禮踊り、出たり引つ込んだり茅の山踊り

山踊り 一 恋に焦がれて鳴く蝉よりも鳴かぬ螢が身を焦がす。近い将来新湯の甚句亀田の甚句に佐渡おけさ、一堂に集い、踊り明かす盆礼おとずれるを希いこの項を終ります。

俳句 レインボー俳句クラブ (五十首順)

- 花桐や石工ばかりの一と部落 高橋 向山
桐油紙張りし着菓産の軽かりし 荒井 十三
また一つ沙羅の花落つ静寂かな 荒木 まさ
紫陽花の色変わりつつ数を増す 石沢 石松
まひまひの大和仮名書き面白さ 遠藤 春一
山門の草鞋濡らして走り梅雨 小本 友江
山椒の芽触れしばかりに匂ひ来る 小野 ヨシ
農を継ぐ青年たくまし夏帽子 加藤 八恵
親竹をはるかに越して今年竹 魚山 なほ
氣位いを内に包んで菖蒲園 後藤 ひで
池よどみ揺れる銭荷の浮き沈み 佐藤 春吉
落批把を大鏡濡れ出てみずみずし 斎藤 正樹
梅雨晴の月中天に輝やけり 斎藤 はる
山湯宿請うて一杯瓊酒 徹下 政二
百日草まつすが好き赤が好き 田中八千代

短歌 公民館短歌クラブ

- 駅名を讀まんと梅雨の窓を拭く 高橋 武雲
郭公に朝の散歩を誘われて 高野 フサ
小銭入れ無人売場に感嘆う 土田 ミネ
紫蘇もみて色の鮮やか酢の魔力 中川 信子
父の日にボール蹴り合ふ父と子が 新野 千代
同じ樹に又郭公の来て啼きぬ 西条 富枝
青田風胸いっばいに野路に佇つ 馬場チハル
紫陽花の藍に触れをりつゆの雨 広川富士江
芭蕉曾良ゆかりの寺の立葵 間宮 初江
白い雲はつきり遠し桐の花 皆川 イツ
釣銭も魚の匂ひ市津署 三浦 かず
青梅の賢まるまると美しき 森田 修蔵
少しだけ歌らひもあり更衣 矢口 鐵治
今朝の試歩夏のそよ風浴びながら 山田 正雄
葉の裏にだいろ見つけしかくれんば 枝並嘉代子

短歌 公民館短歌クラブ

- 下町の通りを行けば紫陽花は色それぞれに鮮やかに咲く 雪松 眞美
山中の谷の流れを聞きながら一軒宿にてイワナを食す 岩淵 サチ
植えしより三年を経たる批把の木に始めて成りし黄金のつづら 齊藤 ハル
剪定の枝葉片付け見あげれば五月の風に若葉そよげり 丸山 義雄
補聴器を外せば異次元の訪れてなる様になるかと囁くがあり 山田 一穂
幾度も水害に遇ひし瀧の畔せば詩くと言ふ丘広びるとあり 本間あみ子
眼も胸に畦をいろどる花菖蒲梅雨寒に耐え凍然と咲く 岩瀬 房枝
隣り家に熟す批把の実五つ六つ今朝も木陰で小鳥が狙う 片桐 令子
しつとりと梅雨のぬらせる庭辺のあじさいの花藍深みゆく 山田 共栄
馬鈴薯の一つひとつに顔があり揺る手休めて妻と言ひあう 竹内千久萬
朝立ちを待たておりしか明け烏雷雨の止まねど鳴き立ち行く 鈴木八千代
さわやかな物腰なりし若者は孫の年頃が長く見送る 佐藤ハルエ
まあるい目で我の口元のぞき見る強き舌打を氣に入りの珠 土屋フミ子
七夕と聞けば遠き日思ひ出す幼き孫のタンザクのうた 平山 トミ
めいっばい朝の空氣吸ひ込みて熱せる批把を一つずつ挽ぐ 佐藤千代子
意気表示乏しき夫に奇立てり聖人君子にあらざる我は 栗田ひとみ
尾瀬ヶ原空とこまでも澄みとおり樹海に小鳥の鳴りわたり 熊谷あき子
銭の出ぬ今日を喜び度せ畑の野菜のお采足らいて居たり 川口喜美恵
散歩するしないは夫の体調に合はせるが吾の日常となる 鍋井 悦子
護摩堂山の城址に立てばまぼろしの馬の嘶き聞の声する 小形 正男
庭隅のあじさい昨年より少しふえ一枝早くひそやかに咲く 高橋 ヒロ
七夕に揮毫したる竹鮑かす見る竹は画讃と和して清しき 堀 和子

アイラブユーちゃん



## 広域情報ネットワーク

近隣市町村のイベント・施設などをご紹介します。

**〔水原町〕**  
○水原まつり  
代官行列、民謡流し、水原時代村、花火大会、ザ・灯籠来舞、チビッコみこしほか。

■開催日 8月23日(金)～25日(日)  
■問い合わせ 水原町まつり実行委員会  
☎0250-62-2510

**〔巻町〕**  
○2002越後七浦トライアスロン大会  
越前浜海水浴場をスタート・ゴールとしてスイム・バイク・ランと続くこの競技は、別名「鉄人レース」と呼ばれています。2000年からリレー種目を追加。

■開催日 8月25日(日)  
■問い合わせ 越後七浦トライアスロン実行委員会(巻町役場)  
☎0256-72-3131

**〔新潟市〕**  
○會津八一と吉野秀雄展  
—吉野秀雄生誕100年記念—  
會津八一と生誕100年を迎える會津八一に師事した吉野秀雄との2人展。

■開催日 8月29日(木)～9月29日(日)  
■問い合わせ 新潟市文化振興課  
☎226-2153

## アスパークから 大会のお知らせ

日時	大会名	会場
8月10日(土) 9:00～17:00	新潟県卓球連盟 強化練習会	メインアリーナ
8月17日(土) 13:00～18:00	新潟県卓球連盟 強化練習会	メインアリーナ
8月18日(日) 9:00～18:00	空手大会	メインアリーナ
8月25日(日) 8:00～18:00	亀田招待 ミニバス ケットボール大会	メインアリーナ
8月28日(水) 8:00～18:00	新潟県卓球 カデット予選会	メインアリーナ
8月31日(土) 13:00～17:00	亀田R・G新体操 クラブ内選手権	メインアリーナ

お気軽にご来場ください。  
■問い合わせ  
亀田町教育委員会  
町民体育課(亀田町総合体育館内)  
☎381-1222 ☎381-7077

**募集 文芸かめだ 作品募集**  
文芸かめだ編集委員会(代表 樋口昌平)では、第13号発刊の掲載作品を募集しています。作品募集要項は公民館に用意してありますので、よく読んで応募してください。

**お知らせ 大輪朝顔展示会**  
受付期間 平成14年8月31日(土)まで  
その他 投稿者は1、200円を納入してください。発行予定は11月15日(金)で、投稿者には2部差し上げます。  
■問い合わせ 田村まで ☎382-3426  
※作品の取り扱いは一任ください。

**募集 長期電気教室**  
佐藤 ☎381-2762  
学んでみませんか。電気のこと、エネルギーのこと。  
■期日 9月6日・20日・10月4日・11日(4回コース) 午前10時から  
■会場 亀田町市民会館  
■受講対象 亀田町およびその近郊の方  
■会費 4回で2,000円(3回目の施設見学昼食代別途1,000円)  
■内容 フラワーアレンジメント、フランス料理教室ほか  
■定員 20名  
■締切日 8月30日(金)

**募集 大極悠遊の会**  
申し込み問い合わせ  
(株)電力ライフ・クリエイティブ(エルク)新潟営業所 ☎0120-105599 (フリーダイヤル)  
▽受付時間 午前9時～午後5時(土・日および祝日は休み)

**女性のための県政ふれあい講座**  
行政に対する関心とあらゆる分野の施策・方針決定の場への参画を促すとともに、地域における女性リーダーの育成を図るため、女性を対象に講座を開講します。

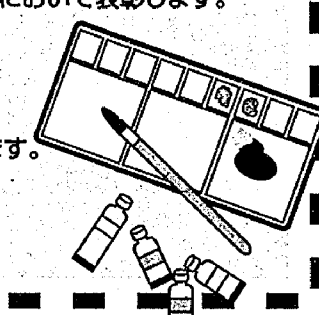
■日時 9月18日(水)・19日(木)、10月9日(水)・10日(木)・30日(水)・31日(木)  
■会場 長岡総合庁舎会議室 他  
■内容 男女平等施策について、地方分権と広域行政、暮らしと環境づくり など  
■定員 50名  
■対象 ・県内在住の女性  
・原則全講座受講可能な方  
・県行政に関心があり、今後県政の課題研究を行う意欲のある方  
■応募期間 8月1日(木)～8月23日(金)  
■申し込み・問い合わせ 県男女平等社会推進課 ☎285-5511 内線2494 ☎283-5879

## お知らせ 人権啓発作品の募集について

新潟県では、人権啓発に関する図画およびポスターを募集しています。私たちの身の回りには、同和問題をはじめ、障害者問題、女性問題、高齢者問題、在日外国人問題、子どものいじめ問題など様々な人権問題があります。人権についてのあなたの想いを絵にしてみませんか。

## 応募要領

- 【募集期間】 9月13日(金)まで
- 【応募部門及び応募資格】
  - ◇小学生(低学年)の部……小学生(低学年)またはその就学年齢に相当する者
  - ◇小学生(中学年)の部……小学生(中学年)またはその就学年齢に相当する者
  - ◇小学生(高学年)の部……小学生(高学年)またはその就学年齢に相当する者
  - ◇中学生の部……中学生またはその就学年齢に相当する者
  - ◇高校生・一般の部……その他の者
- 【応募資格】 応募資格は、県内在住者であれば制限はありません。
- 【応募方法】 4つ切り(380×540)画用紙以内のサイズで、県庁福祉保健課人権啓発室あてに応募してください。なお、応募点数については、お一人様1点までとさせていただきます。
- 【優秀作品の表彰】 優秀な作品は、今年秋開催予定の「人権を大切にする県民のつどい」(仮称)において表彰します。最優秀賞(副賞図書券1万円分)、優秀賞(副賞図書券5千円分)、佳作(副賞図書券3千円分)
- 【その他】
  - ・応募作品は未発表(他のコンクール等に応募していないもの)のものに限ります。
  - ・応募作品は返却しません。
  - ・応募作品の著作権は県に帰属します。



■問い合わせ：新潟県福祉保健部福祉保健課人権啓発室  
〒950-8570新潟市新光町4番地1 ☎280-5181 ☎283-3466

大河津分水路通水80周年・関屋分水路通水30周年記念事業  
**ミュージカル 「リバー・ピープル ～川とたたかう人々～」**  
日時 8月11日(日) 午後2時～4時10分(午後1時30分～受付)  
※入場料は無料です。  
場所 新潟市民芸術文化会館りゅーとびあ「劇場」(新潟市一番堀通3-2)  
申し込み・問い合わせ ☎940-0861 長岡市川崎町2249-1 (社)北陸建設弘済会 長岡支所  
ミュージカル係 ☎0258-32-3484 ☎0258-32-3351  
主催 国土交通省北陸地方整備局 信濃川工事事務所 信濃川下流工事事務所

**「阿賀野川フェスティバル」フリーマーケット出店募集**

- 期日 9月15日(日)午前10時～午後3時(雨天の場合は翌日16日に順延)
- 場所 阿賀野川河川敷(新潟市金屋)
- 主催 阿賀野川フェスティバル実行委員会
- 出店スペース 1区画3.0m×3.0m 出店場所については主催者が決定します。
- 募集出店数 150店舗(先着順)
- 出店料金 1区画500円
- 募集締切日 8月30日(金)
- 販売対象 リサイクル衣料、雑貨等の家庭内不用品(法律で禁止されているものおよび食品飲料水は対象外とします)
- 申し込み・問い合わせ 新潟市市民生活課 ☎0250-24-2111 (内線235) 滝沢

# 家庭教育学校345

保育ルーム  
有り

3歳～5歳のお子さんの  
お母さんやこれからお母さんになる方が対象です



皆さんはあらためて「子育て」について考えたことはあるでしょうか？実際に小さなお子さんと生活をしているお母さんは、家事や育児に追われそれどころではないと思われれます。

そこで教育委員会では、講座形式や内容に工夫をし、気軽に楽しく参加していただける「家庭教育学級」を企画しました。

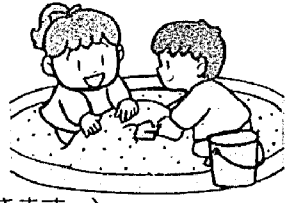
これからお母さんになる予定の方は産前の時間に余裕がある時に、そして既に子育てをされている方は、お子さんが保育園などに通っている時間を利用して、一緒に「子育て」について考えてみませんか？

下記の講座内容および申し込み方法をご確認の上、気軽にお申し込みください。大勢の方のご参加をお待ちしております。

回	期日	内容	講師
1	9月6日(金) 午後2時～ 3時30分	【自分なりの「子育て」を考えてみませんか？】 本やTVからの子育て情報で「頭ごかし」になっていませんか？子育ての方法は十人十色。各家庭にあわせた「子育て」の方法がきっとあるはずですよ。	乳児園子どもの家 園長 高橋千恵子さん
2	9月13日(金) 午後2時～ 3時30分	【子どもの自立を助けよう】 子どもを上手に自立させるには、親の助けが必要です。子どもの自立を考えてみると、本来あるべき親の姿が見えてくるかもしれません。	平和の園保育園 園長 板東光子さん
3	9月20日(金) 午後2時～ 3時30分	【男性の言い分もたまには聞いてみましょう】 「ウチのダンナは何にもしない！」なんて女性は思いがち。でも男性にも言い分があるのかも？意外と納得できる意見が出てくることも。男性ゲストを招いて意見交換をしてみませんか？	新潟県教育庁生涯学習推進課 河内一美さん
4	9月27日(金) 午後2時～ 3時30分	【1人の子育て・2人目の子育てはどう違う？】 子どもが1人の子育てと2人目が生まれた後の子育ては、きっと全然違うはず。複数の子どもの見守る親が直面する問題について考えてみましょう。	新潟県保育園 副園長 細川玲子さん
5	10月4日(金) 午後2時～ 3時30分	【違う視点から「子育て」を考えましょう】 「子育て」というと家庭内に目が行きがち。でも子どもの生活を考えると、取り巻く環境にはたくさん問題が…。地域社会の中で親(大人)が役割を果たすことも「子育て」です。	社会教育委員 山口好子さん

申込方法：教育委員会生涯学習課 ☎382-3703 へ電話でお申し込みください。なお、申し込み締切は8月23日(金)です。

会場：亀田町民会館 2階 視聴覚室  
対象：3～5歳のお子さんを持つ母親および出産のご予定がある方。  
定員：20人（申し込み多数の場合は責任抽選となります。）  
保育室：保育室を利用できるおさんは6カ月以上の方です。（定員20名）  
受講料：1,000円（保育室利用者は利用料500円（おやつ代）を別途いただきます。）



# アスパーク亀田体験水泳教室参加者募集

●申し込み・問い合わせ●

〒950-0144 亀田町大字茅野山1857-1 亀田町総合体育館内 各教室係  
☎ 381-1222

【体験水泳教室】 定期(8回)水泳教室【9月1日号に掲載予定】の体験(1回)コースです。定期教室選択のご参考にしてください。

教室名	内容	期日	定員	料金 【該当定期券】	申込方法 【持ち物】
体験(1回)水泳教室	クロール①：午前	9/7(土) (11:00～12:00)	各15人 15才以上の方 (中学生不可)	教室参加費 無料 施設利用料 1回 500円 【全施設・プール】 定期券をお持ちの方は不要。	・広報掲載日より、 来館または電話にてお申し込みください。 ・定員になり次第締め切り 【水着・水泳帽子・ タオル】
	〃：午後	9/3(火) (13:30～14:30)			
	〃：夜	9/7(土) (19:40～20:40)			
	クロール②：午前	9/7(土) (9:50～10:50)			
	〃：午後	9/3(火) (14:40～15:40)			
	〃：夜	9/7(土) (18:30～19:30)			
	クロール③：午後	9/5(木) (14:40～15:40)			
	〃：夜	9/4(水) (19:40～20:40)			
	背泳ぎ：午後	9/4(水) (14:40～15:40)			
	〃：夜	9/6(金) (18:30～19:30)			
	平泳ぎ：午後	9/5(木) (13:30～14:30)			
	〃：夜	9/6(金) (19:40～20:40)			
バタフライ：午後	9/4(水) (13:30～14:30)				
〃：夜	9/4(水) (18:30～19:30)				

\*各教室とも施設利用料金は1回につきの料金です。 \*都合により予定を変更することがございます。あらかじめご了承ください。

## 新潟県不妊専門相談センターのお知らせ

不妊等でお悩みの方に専門医師が個別に面接相談を行います。事前に電話でご予約ください。相談は無料です。

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>新潟大学医学部附属病院会場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新潟大学医学部附属病院産科婦人科 (新潟市旭町通1-754)</li> <li>○ 面接相談日：毎週火曜日 午後4時～6時</li> <li>○ 同病院産科婦人科学教室に事前予約が必要です。(予約受付：平日午前10時～午後4時) ☎225-2184</li> <li>○ メールでの相談もできます。 sodan@med.niigata-u.ac.jp</li> </ul> | <p><b>県立中央病院会場</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県立中央病院産婦人科 (上越市新南町205)</li> <li>○ 面接相談日 毎月第1木曜日 午後1時～3時</li> <li>○ 同病院産科婦人科外来に事前予約が必要です。(予約受付：平日午後1時～4時) ☎025-522-7711</li> </ul> |
|---|---|

**公民館図書室 購入図書**

関根 進	サラリーマン大脱走のすすめ
阿刀田 高	黒喜劇
陳 舜臣	わが集外集
長野まゆみ	猫道楽
岩井志麻子	チャイ・コイ
宇江佐真理	斬られ権佐
海月 ルイ	子盗り
北原亜以子	妖恋
高村 薫	晴子情歌①②
初野 晴	水の時計
坂東真砂子	夢の封印
唯川 恵	燃えつきるまで
奥田 英朗	イン・ザ・プール
日本 流奈	ひとが否定されないルール
並河 信乃	よくわかる特殊法人改革

**＝図書室利用案内＝**

図書室は、亀田町公民館（新明町1）2階にあります。初めて利用される方は、住所等の確認できるもの（免許証・学生証など）を持参してください。

・貸出冊数  
1人1回10冊まで（うち雑誌は3冊まで）

**図書室利用時間**

※公民館休館日は休み  
月・木＝午前9時～午後8時  
火・水・金・土＝午前9時～午後5時  
日・祝日＝午前10時～午後4時

公民館図書室 ☎381-2728

- 公民館休館日**  
8月13～16日 18日
- 町民会館休館日**  
(老人福祉センターも同じ)  
8月5日、12～16日、19日、24～26日
- 郷土資料館休館日**  
8月3日、4日、11日、12日、17日、18日、25日、26日、31日
- 総合体育館休館日**  
8月5日、12日、19日  
※13日は午後5時閉館です

亀田町公民館ホームページ <http://www2.ocn.ne.jp/~kame/index.html>  
☎381-2728

**町民大学 受講生を募集**

「6回コース」  
亀田町内の企業・施設見学、乾田化の歴史、合併に関する学習を通して亀田町を再発見します。

開催日 9月11日・25日、10月2日・16日・30日、11月13日の毎水曜日

会場 郷土資料館ほか  
定員 25名（定員を超えた場合は責任抽選）  
受講料 1,000円  
申し込み 8月23日（金）までに生涯学習課にお申し込みください。  
☎382-3703

**初心者古文書講座 「5回コース」**

日時 9月4日・18日、10月2日、16日、30日の毎水曜日  
午後2時～3時30分  
会場 郷土資料館  
定員 30人（定員を超えた場合は責任抽選）  
受講料 1,000円

**福寿大学**

川柳の部：8月6日（火）27日（火）午前10時～公民館101研修室  
健康の部：8月27日（火）午後1時30分～公民館201和室  
探訪の部：8月28日（水）午前10時～公民館301会議室「映画観賞」  
歌謡の部：8月8日（水）22日（水）午前10時～公民館

**公民館 ホームページ**

インターネットで24時間、蔵書の検索ができます。読んでみたい本はありませんが。  
<http://www2.ocn.ne.jp/~kame/library/index.htm>

館301会議室  
詩吟の部：8月9日（金）23日（金）午後1時30分～公民館101研修室  
ゲートボール部：8月3日（日）17日（日）午後1時30分～袋津室内ゲートボール場

**「買い物で暮らしを変えよう」ごみ半減県民運動**

県では、昨年度から、「資源再生・ごみ半減戦略」の一つとして「大量生産・大量消費・大量廃棄の社会」を消費者自らの行動によって「地球にやさしい循環型社会」に転換していくために「買い物で暮らしを変えよう」ごみ半減県民運動に取り組んでいます。

この県民運動は、消費者がライフスタイルを見直し、生活の入口である「買い物」の段階からごみの削減やリサイクルを意識することで、ごみの減量を図ろうというものです。そのため、行政・企業・市民団体は連携して、消費者に啓発するとともに、消費者がごみ減量のための行動をしやすくするための取り組みを行います。

今年度は、県民大会やマイバッグキャンペーンなどを予定しています。

**消費者の皆さんへのお願い**

- ・買い物に行く際に、買い物袋をもっていきましょう。
- ・ばら売りや詰め替え商品など簡易包装商品を選びましょう。
- ・環境にやさしいエコ商品（再生品など）を選びましょう。

問い合わせ 新潟県県民生活・環境部県民生活課 ☎280-5135

**日赤社員加入に感謝します**

5月1日から1カ月間、「赤十字運動月間」に赤十字の趣旨をご理解・ご支持くださるたくさんの方から社員に加入していただき、ご協力いただいた社費の総額は、3,837,100円となりました。この社費は、災害救援活動、国際活動、社会福祉事業などのために役立たせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

**社会福祉法人「中蒲原福祉会」パート職員募集**

職種	ケアワーカー（介護職員）
募集人員	若干名
資格要件	20歳～45歳くらい
勤務地	特別養護老人ホーム「向陽の里」等（亀田町） 特別養護老人ホーム「横雲の里」等（横越町） いずれかの施設に配属になります。
時給	800円
勤務時間	① 午前8時～午後1時 ② 午後2時～午後7時（勤務表による①・②交代勤務、週5日労働、土日祝日勤務有）
面接	8月13日（火） 特別養護老人ホーム「向陽の里」会議室
応募方法	市販の履歴書を8月9日（金）（消印有効）までに郵送してください。
申し込み先	〒950-0121 中蒲原郡亀田町向陽2-6-1 特別養護老人ホーム「向陽の里」 ☎382-8222

**家庭教育・子育て電話相談 「すこやかコール」**

専門の相談員が直接相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

**家庭教育・子育て電話相談**

すこやかコール  
☎283-1150

**家庭教育・子育て電話相談「すこやかコール」**

電話相談	☎283-1150 月曜日～金曜日 午後1時～午後9時 相談員が直接電話で応じます。この時間以外は、FAXで対応します。
FAX相談	☎284-6019 月曜日～金曜日 午前9時～翌日午後1時 この時間は、FAXでの相談を受け付けます。相談員が後日FAXで答えます。

※プライバシーは堅く守られます。お気軽におかけください。  
(土曜・日曜・祝日・8/13～15・12/29～1/3・3/28～31は休み)

**「変わる世に変わる消防水」**

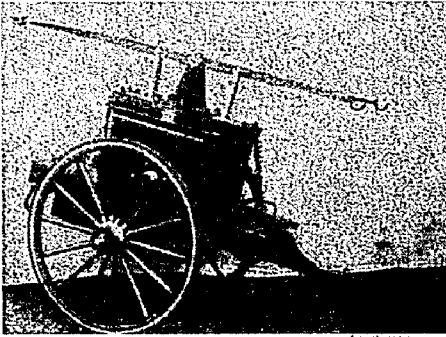
明治六年五月三十一日、上町から出火した火は本町通りをなめ尽くし、約七百戸を焼く大火災となった。この大火の翌年、五十嵐真一、五十嵐又右衛門らの努力によって消防隊が組織された。

消防隊は、頭取一人、小頭一人、旗一人、提灯持ち一人、梯子四人、鋸六人、斧三人、鷹口十六人、龍吐水（手押しポンプ）五人、運搬桶六人、天水桶八人合計五十二人を一組とし、防火規則十ヶ条がつけられた。

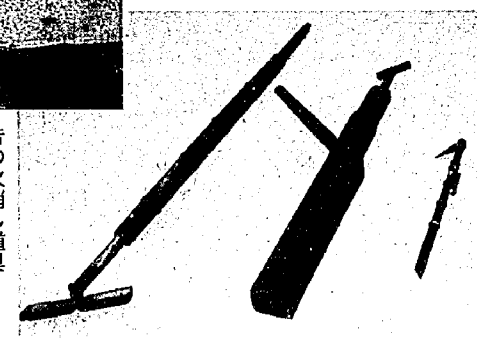
明治十二年更に組織を強化して五六人を一組とした消防隊を二組編成した。規則も詳細になったが用具はそのままであった。

度重なる火災に対応して明治十七年、東京消防本署で使用していたフランス製ポンプの模造品を購入、市街道路に用水井戸数十本掘ったという。（亀田の歴史）

明治後期の消防用ポンプ



昔の火消し道具



龍吐筒 たつ 鷹口

しかし、防火用水の水源は、浦町堀、高山堀、船戸山堀、袋津にあつては美女池など天然の河川や湖沼、農業用水堀などに頼らざるを得なかった。

近代的組織消防活動のためには、計画された強力な消火栓の設置が焦眉の急であつた。

（郷土資料館長）

# 8月 保健・衛生 行事のお知らせ

8 August							印は閉庁日	
日	月	火	水	木	金	土	日	月
4	5	6	7	8	9	10		
11	12	13	14	15	16	17		
18	19	20	21	22	23	24		
25	26	27	28	29	30	31		

## 乳幼児の健診

★母子手帳とアンケートをお持ちください。

会場…保健センター/受付時間…午後1時10分～2時

内容	対象	期日
4カ月児健診 (アンケートをお持ちください)	平成14年4月生まれ	8月19日(月)
1歳半児健診 (歯科検診も同時に行います)	平成13年2月生まれ	8月20日(火)
3歳児健診 ※尿の検査もあります	平成11年7月生まれ	8月21日(水)

※3歳児健診では、ご家庭での視力検査と聴覚(耳)検査が必要です。早めにアンケートに目を通し、検査してください。

## 指導・相談

★母子手帳をお持ちください。

会場…保健センター

内容	対象	日時
母親学級 (1回目)	平成14年7月中に届出した妊婦及び希望者	8月8日(木) 午後1時20分開始
母親学級 (2回目)	1回目終了者	8月15日(木) 午後1時20分開始
母親学級 (3回目)	原則として5月の受講者(お父さんも学べる内容です。)	8月22日(木) 午後1時20分開始
離乳食講習会	平成14年4月生まれ	8月6日(火) 午前10時開始
あそびの広場	あそびの広場として開放します。どなたでもどうぞ。 ※希望者は育児相談もできます。	8月6日(火)・20日(火) 27日(火) 午前9時30分～11時

## 健康相談

★健康手帳のある方は、お持ちください。

会場…老人福祉センター

内容	対象	日時
健康相談	40歳以上の希望者	8月9日(金)・28日(木) 午前9時30分～11時30分

## 予防接種

★母子手帳と予診票をお持ちください。

会場…保健センター/受付時間…午後1時30分～2時20分

内容	対象	期日
ツベルクリン反応検査	平成14年4月生まれ ※ツベルクリン反応検査予診票(白)をお持ちください。 4歳未満で受けていないお子さんは受けてください。	8月28日(水)
ツ反判定及びBCG	ツベルクリン反応検査を受けた方 ※BCG予診票(青)をお持ちください。	8月30日(金)

◎三種混合・麻しん・風しん・日本脳炎の予防接種は町の委託医療機関で受ける個別接種です。お子さんの体調のいいときにすすめておきましょう。予防接種のことで何か不明な事があったら、かかりつけの医師または、保健センターへご相談ください。  
☎381-2111 内線401

◎転入した方は母子手帳を持って保健センターまでおいでください。予診票をお渡しします。

8月 小児科日曜当番 診療時間午前9時～午後5時  
(三市中浦東蒲小児科医会の取り決め)

日	当番医	電話番号
4日	みと小児科クリニック(白根市)	☎370-1055
11日	さとう小児科医院(横越町)	☎385-5200
18日	小児科高野クリニック(新津市)	☎0250-23-3011
25日	ささかわ小児科クリニック(四ツ興野2)	☎383-5500

## フッ素塗布事業のお知らせ

自己負担 1,000円(2,000円のうち、町が半額助成)  
対象 1～4歳未満児  
実施場所 町内および横越町の歯科医院  
※詳細は保健センターへお問い合わせください。☎381-2111 内線403・405

## アスパーク 親子レクリエーション教室

◎会場 龜田町総合体育館(メインアリーナ)  
◎対象 幼児と保護者  
◎内容 親子でできるリズム体操や遊びをおこないます。  
◎日時 8月26日(月)  
午前10時30分～11時30分(午前10時受付開始)  
◎参加費 保護者のみ 1回200円  
◎問い合わせ 町民体育課 ☎381-1222

## 休日の当番医院と水道当番業者

日	当番医院(診療時間 午前9時～午後5時)	当番業者(受付時間 午前8時～午後5時)
3日		(株)宏栄工業 ☎381-5184
4日	山岸医院(袋津2) ☎382-4133	(株)総和工業 ☎383-0071
10日		小木工業(株) ☎382-3171
11日	小林整形外科(四ツ興野1) ☎382-7333	(株)小野建築設備 ☎382-6489
13日		(株)新和設備工業所 ☎381-5016
14日		風間建設工業(株) ☎381-4962
15日		(株)佐藤工業所 ☎381-3507
16日		(株)植沼工事 ☎382-6355
17日		(株)サンエツ工業 ☎382-3146
18日	林皮膚科(四ツ興野1) ☎381-3111	(株)宏栄工業 ☎381-5184
24日		(株)総和工業 ☎383-0071
25日	源昌医院(向陽1) ☎382-7660	小木工業(株) ☎382-3171
31日		(株)小野建築設備 ☎382-6489

※亀田第一病院(西町2)では当直医がいますので、緊急の場合、診察に応じます。☎382-3111

※歯科の場合は下記へ

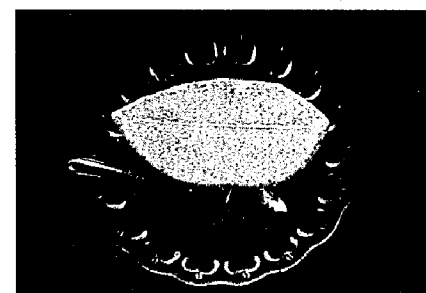
県歯科医師会休日歯科診療センター(新潟市堀之内南3-8-13)  
☎283-3030

※休日(土曜日を含む)の水  
道管の破裂・漏水のとき  
に、連絡してください。

## 食推からごんにちは!

夏のさっぱりデザート。作り方は簡単ですが、グレープフルーツの外皮を容器に使えば、かわいらしく本格的に見えます。皆さんも作ってみませんか。

### グレープフルーツ羹 (8個分)



材料  
グレープフルーツ……………2個  
粉寒天……………4g  
水……………300cc  
砂糖……………100g  
白ワイン……………50cc

### 【作り方】

- ① グレープフルーツをきれいに洗い、水気をふき、半分に切って外皮を破らないように中身を出す。(外皮は器として使う)
- ② 鍋に水と寒天を入れてよく混ぜ、火にかけて沸騰したら火を弱めて、2～3分煮る。
- ③ 砂糖を加えて溶けたら火を止め、あら熱をとってから、①の果汁とワインを混ぜ①の皮に流し入れ、冷やし固め、くし形に切って盛る。

### 一言アドバイス

※寒天を固めるために、②では必ず沸騰させるのがポイントです。  
※白ワインの代わりに梅酒を入れてもおいしいです。

## 町の天使たち

